

東京一極集中の是正と 地方における人口減少対策について

令和 8 年 8 月 21 日
中四国サミット

東京一極集中の是正と地方における人口減少対策について

2025 年国勢調査速報値によると、我が国の総人口は、5 年前から 309 万人減少、減少率は 2.5%に達し、ともに調査開始以来、最大となったほか、都道府県別で見ても、5 年前から増加したのは、地方から若者の流入が続く東京都、合計特殊出生率が高い沖縄県のみとなっている。

半世紀にわたって続く少子化の影響で、高齢者世代を支える現役世代の割合も低下しており、このままの少子化が続くと、日本の社会経済システムの基盤が維持できなくなる事態となることが懸念される。

一方、東京一極集中については、地方の人材不足につながるだけではなく、イノベーションの促進に必要な多様性の確保、大規模災害時の大学、企業、政府機関等のリスク分散や、超過密により悪化する生活環境の改善といった観点からも、必ず是正しなければならない問題である。

このような中、地方では、人口減少に歯止めをかけ、将来世代が暮らし続けられる地域を守るため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく法定のスキームの下、地方創生の実現に向け、施策を総動員して取組を進めてきたが、少子化の進行には歯止めがかかっておらず、コロナ禍で抑制されていた東京一極集中についても、再び拡大傾向となるなど、地方の人口減少は極めて厳しい状況となっている。

これまで地方は、東京をはじめとした大都市圏への人材や食糧、エネルギーの供給、治水や二酸化炭素吸収等による国土・環境の保全など、我が国の発展に大きく貢献してきたところであり、裏を返せば、地方の衰退は東京の衰退を招き、ひいては、国全体の衰退にもつながりかねないことを意味する。我が国の持続的な発展のため、国は東京一極集中の是正に全力で取り組む必要がある。

このように、人口減少問題は地方だけで取り組むべきものではなく、国全体で戦略的に取り組むべき国家的課題である。人口や産業が特定の地域に集中している現状を見過ごすことなく、地域における人口の社会減を緩和する対策、保育・教育の無償化をはじめとする子ども・子育てにやさしい社会へ転換する対策、人口減少地域においても住み続けることができる持続可能な地域づくり対策などの重要課題について、国、自治体、企業をはじめとする様々な主体や国民が連携協力して、真に効果的な施策や運動を展開していくことが、人口減少傾向に歯止めをかけ、地方と大都市圏がともに希望ある未来をつくるための筋道であり、災害に強く豊かな国をつくることにもつながる。

このため、次の点について強く提言する。

1 「地域未来戦略」の実現に向けた戦略的な施策の推進

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って統括推進し、戦略的に

挑戦するためにも、「庁」レベルの司令塔を設置するとともに、「地域未来戦略」で打ち出した強い経済や豊かな生活環境、選ばれる地方の実現に向け、これまでの経験を糧として真に実効ある政策を再構築し、国と地方の適切な役割分担により、我が国最大の問題である人口減少対策を、スピード感をもって強力に推進すること。

また、地方に強い経済基盤を構築し、新たな人材や企業の集約、良質な雇用の創出につなげるため、成長分野における産業クラスターの形成に向けた国による強力な支援を講じるとともに、地方が策定する地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランに位置付けられた事業が着実に継続的に実施できるよう、必要な財源を確保し、継続的かつ安定的な財政支援を行うこと。

さらに、「地域未来戦略」の推進に当たっては、国や地方団体のみならず、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめとする関係団体と連帯し、課題解決に向けた施策を展開すること。特に、東京一極集中の是正は、地方にとって人口流出の歯止めとなるだけでなく、大都市における超過密の解消にも寄与するもので、双方においてメリットがあり、かつ、出生率の低い地域から高い地域へ若者が移動することにより、日本全体の出生数の増加にも寄与するものであることを、広く国民に周知していくとともに、都市部には「ゆとり」を、地方部には「活力」を創出するためにも、国土政策として、地方部への「人の流れ」を加速させる多極分散型国土の形成に真摯に取り組むこと。

2 地方における若者の定着・増加に向けた大都市機能の地方分散

大学等への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、地方が持つ伸び代を生かし、「強い経済」の実現につながる高付加価値型産業の創出や人材力強化について、「地域未来戦略本部」のもと、強力に推進すること。

また、東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、地方大学の定員増及び財政的支援の強化、企業の地方移転に向けた税制優遇の強化や助成の拡大のほか、東京と地方の法人税に差を設けるなどの思い切った税制措置を講じるとともに、若者の地方への定着につながる取組への支援の拡充や、若者の転出につながる大都市と地方との実質賃金の格差是正、若者に魅力ある仕事の創出に向けてデジタル化等の「人への投資」を通じた高付加価値な製品やサービスを生み出す地方経済の活性化支援を図ること。

加えて、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく東京 23 区内における大学の学部収容定員増抑制については、令和 10 年 3 月 31 日までの時限措置とされているが、東京一極集中に歯止めがかからない現状を踏まえ、高等教育機関が特定の地域に過度に集中している状況を是正するため、制度の効果を検証し、この制度を継続することを含め、より実効性の高

い対策の検討を行うこと。

併せて、「地域未来戦略」推進の原動力となる公務人材の確保に向け、国の公務部門における正職員の短時間勤務拡大の検討に合わせて、会計年度任用職員についても、地域の実情に応じた短時間正職員化を含めたあり方の検討等を行うこと。

さらに、「関係人口」の創出・拡大を進めるため、ふるさと住民登録制度の創設に際しては、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

加えて、東京への一極集中の問題解決のためには、人口の移動理由の分析が必要であるため、転出入した全員の移動理由が把握できる全国的な調査の仕組みを構築すること。

3 少子化対策の充実・強化

住む場所や自治体の財政力で子育て支援に格差が生じることがないように、子ども医療費助成制度の創設のほか、幼児教育・保育、学校給食費、私立学校授業料の無償化など、子育てや教育費の負担に係る基幹的な経済的支援については、ナショナルスタンダードの観点も踏まえて、国の責任において全国一律の制度化と支援水準の充実、地方自治体への恒久的な財源措置を図ること。また、フリーランスを含む自営業者や条件によって雇用保険の対象外となる非正規雇用者も安心して妊娠・出産できるよう、育児休業期間中の経済的支援制度を創設すること。

その上で、地方が地域の実情に応じて、分野横断的にきめ細かな取組ができるよう、地方交付税措置の充実や自由度の高い交付金、基金制度の創設を行うこと。

また、標準的な出産費用の自己負担無償化に係る具体的な制度設計にあたっては、出産を望む当事者や分娩を取り扱う医療機関等現場の実情を十分に踏まえること。

加えて、イクボスの取組の推進や働き方改革による誰もが働きやすい職場環境づくりの啓発を通じて、企業に対する男性の育児休業取得促進に向けた対策を強化するとともに、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）を実現し、性別によるアンコンシャス・バイアスへの気づきや社会全体における固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組を進め、女性に偏りがちな家事・育児等を男性も行うことが当たり前と捉えられる社会に向けた理解促進を図ること。

4 持続可能な地域社会を実現するための地方税財源の確保

住み続けることができる持続可能な地域づくりに必要な地方一般財源総額の十分な確保を図るとともに、各地域が実情に応じて行う取組に対し、引き続き包括的かつ柔軟に財政支援を行うこと。

特に、地方が自然増収の一部を活用し、国の「危機管理投資」や「成長投資」に呼応した大胆な取組を実施できるよう地方税財源の充実・強化を図ること。

また、産業クラスターの形成・拡充には大規模な投資や研究開発の推進が不可欠であるため、普通交付税の「地域未来基金費」など地域未来戦略に関する予算を継続・拡充するとともに、地域未来交付金の継続及び地域の実情に即した交付金制度の不断の見直し・拡充を図ること。

加えて、わが国全体が将来にわたり持続可能な形で発展していくため、地域間の税源の偏在を是正するためのさらなる措置については、令和8年度与党税制改正大綱を踏まえ、拡大する地方公共団体間の財政力格差を是正し、各団体の政策の選択の結果とはいえない行政サービスの地域間格差を解消する十分な規模の対応を図ること。

併せて、偏在是正によって生じた財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上するとともに、その趣旨に鑑みて条件不利地域や財政力の弱い団体に優先的に配分する地方財政計画上の「地域社会再生事業費」を拡充するなど、より実効性のある偏在是正措置を実現すること。

5 スマートシュリンクの視点を取り入れた人口減少対策の推進

当面避けることができない人口減少に適応しながら、必要な行政サービスを維持・確保するため、「スマートシュリンク（賢い縮小）」の視点を取り入れた人口減少対策を推進すること。

具体的には、市町村合併によらずにスケールメリットを確保し、行政サービスの持続可能性を高めるために、分野ごとの具体的な対応指針を提示するとともに、県による助言や勧告など一定の主導権を付与するなどの法整備を行うこと。

また、行政サービスの再構築には、一定の時間を要することを踏まえた恒久的な財政支援策を講じること。

令和8年8月21日

中四国サミット

鳥取県知事
島根県知事
岡山県知事
広島県知事
山口県知事
徳島県知事
香川県知事
愛媛県知事
高知県知事
(一社)中国経済連合会会長
四国経済連合会会長

平井伸治
丸山達也
伊原木隆太
横田美香
村岡嗣政
後藤正純
池田豊人
中村時広
濱田省司
芦谷井啓茂
長井啓介